

多摩市事業継続計画（BCP）（地震編）

【第二版】



令和元年 1 1 月
多 摩 市

目		次
第1章	事業継続計画（BCP）策定の目的	
第1	経緯	1
第2	BCPの目的	1
第2章	BCP策定の意義と改定の方針	
第1	事業継続計画（BCP）とは	2
第2	BCP活用の意義	3
第3	BCPを活用したOODAループによる意思決定	3
第4	BCPと地域防災計画との関係	4
第5	改定の基本方針	4
第3章	前提とする地震と被害想定	
第1	前提とする地震	5
第2	被害想定	5
第3	ライフラインの被害率及び復旧目標	6
第4章	災害対応の態勢	
第1	災害対策本部の設置施設	7
第2	本庁舎使用不能時の代替施設	8
第3	災害対策本部の組織	9
第4	市職員の配備態勢	13
第5	水、食糧の確保	14
第6	重要な行政データのバックアップ	15
第7	災害時における通信手段	15
第5章	職員の参集	
第1	職員の参集人数の算出	17
第2	職員の参集人数	19
第6章	非常時優先業務	
第1	非常時優先業務の区分	20
第2	非常時優先業務の選定	20
第7章	今後取り組むべき課題	
第1	訓練の実施によるBCPの内容の検討と見直し	35
第2	各対策部のマニュアルの改定	35
第3	災害対策本部における本部機能の見直し	35
第4	通信系の整備	36
第5	人事異動に伴う参集人員の把握	36
第6	庁舎の耐震化	36

第1章 事業継続計画（BCP）策定の目的

第1 経緯

多摩市では、昭和34年の伊勢湾台風を契機に制定された災害対策基本法に基づき、多摩市地域防災計画を策定し、地震災害の予防対策、応急・復旧対策及び震災復興対策を推進しているところである。

一方、平成17年9月に「首都直下地震対策大綱」が定められ、発災時における首都中枢機関の機能を確保するための計画として事業継続計画（Business Continuity Plan（以下「BCP」という。）」を策定するとともに、BCPに定められた活動が災害時に的確に実行できるよう、定期的な訓練を行うこととされたことから、多摩市においても平成23年2月に「多摩市事業継続計画（BCP）（地震編）」が策定された。

今回の修正は、東京都による首都直下地震に関する被害想定の見直し、多摩市地域防災計画の全面修正、平成28年4月に発生した熊本地震等策定以後の情勢の変化により、初動態勢強化に向けた見直しが必要となっていることから実施するものである。

第2 BCPの目的

大規模災害発生時には、市内全域で甚大な被害の発生が予想されるが、その際には市役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の利用に制約が生じることが想定される。こうした全体の状況が不明確な中、市職員は、膨大な情報を処理しつつ、起こり得る状況を予測して実施すべき業務を能動的に決定し、災害対応に当たらなければならない。この目的を達成するには事前の準備が必要不可欠であり、この事前の準備がなかった場合、初動対応に大きな遅れが生じてしまい、救うべき人命を危機に晒すおそれがある。

そのために、行政機能を維持し、迅速かつ的確な応急対策を講じるのに必要な優先業務をまとめたものがBCPである。

第2章 BCP策定の意義と改定の方針

第1 事業継続計画（BCP）とは

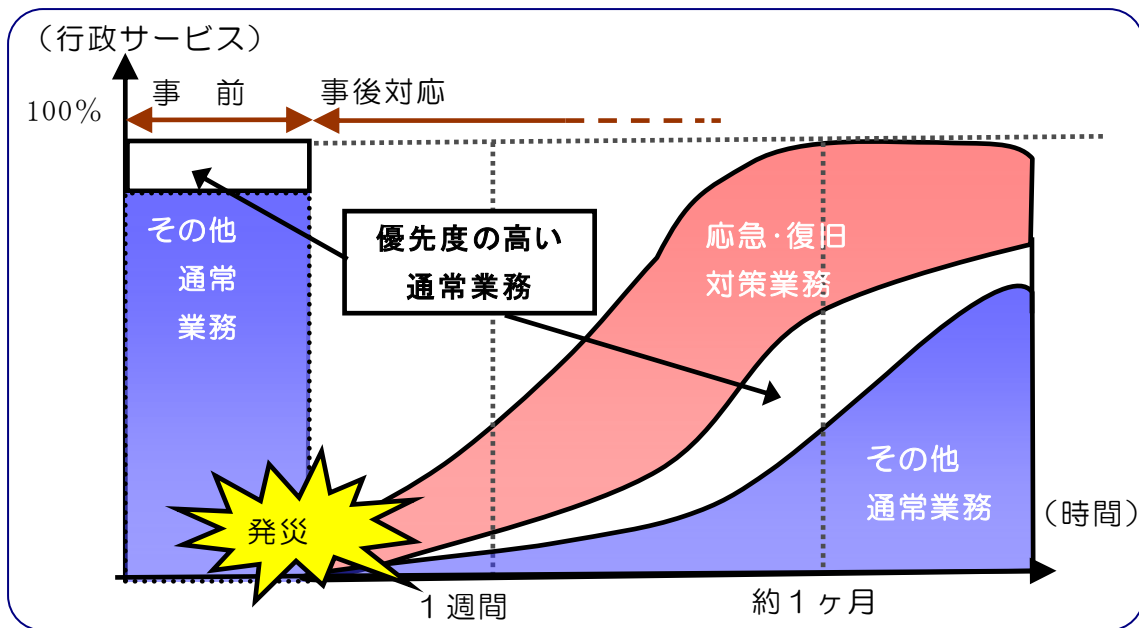
災害発生時に市民の生命・生活及び財産を保護し、社会経済活動を維持するために、優先して遂行する業務（非常時優先業務）を効果的に遂行するうえで必要な資源の準備や対応方針・手段を定め、かつ復旧を早めるための計画

BCPは、①事前対策、②災害発生後の対応、③平常時のBCPの維持・管理及び④継続的な見直しの各要素すべてを含むものである。

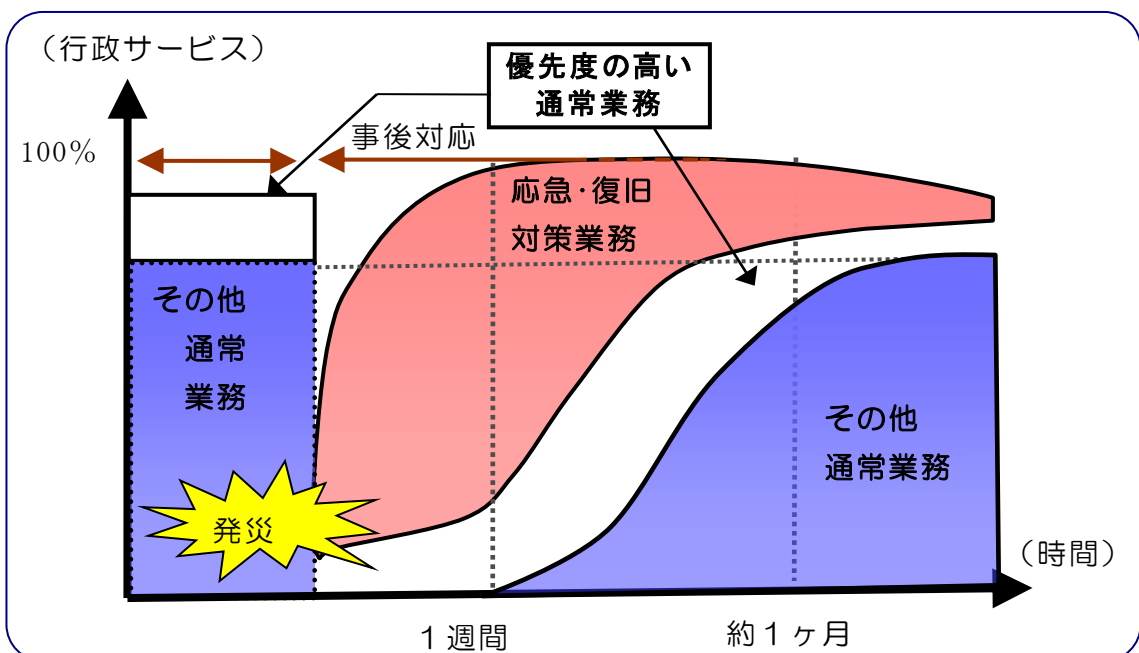
※「BCP」とは「Business Continuity Plan」の略

※「BCM（Business Continuity Management）」とは、計画を管理・運用する事業継続マネジメント

【BCP導入前】



【BCP導入後】



第2 BCP活用の意義

災害時における初動期及び即応期においては、爆発的に多くの事象が発生するため、情報を的確に収集して集約し、連続的に情報を分析して状況判断を実施しなければならない。また、大規模災害時には、事前の想定を超える事態も生起する可能性がある。

これに限られた人的資源と物的資源を集中させ、迅速かつ適切に対応するため、事前に予測し得る業務については、BCPで定め、各対策部が自動的に対応できる態勢を構築する必要がある。

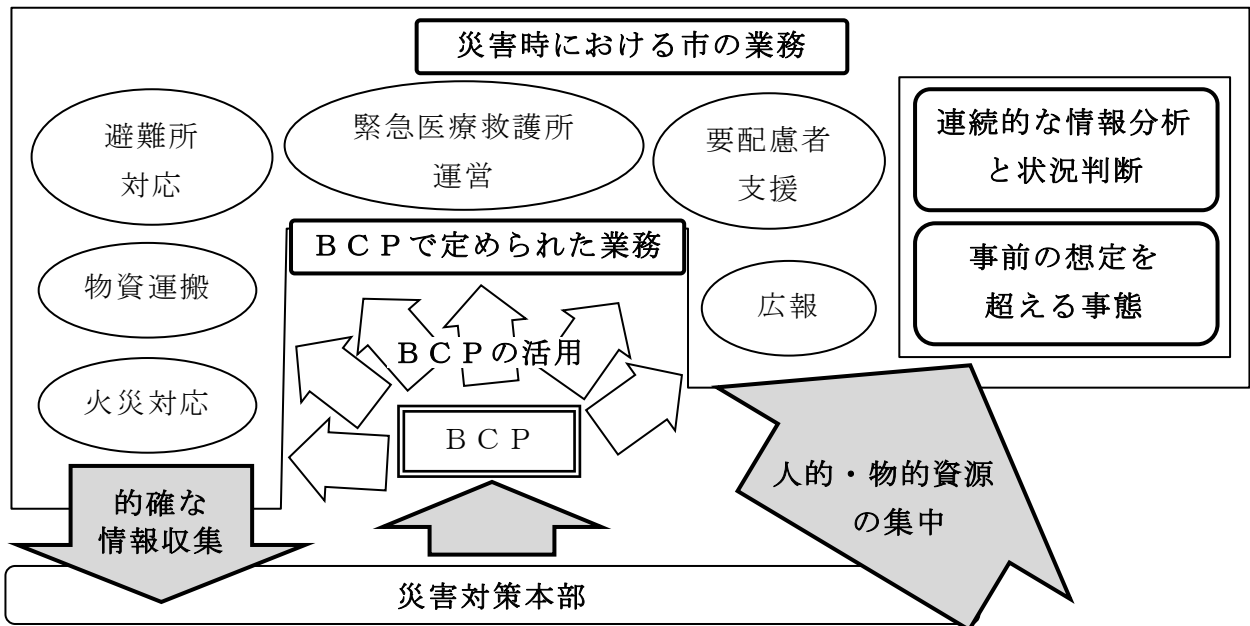
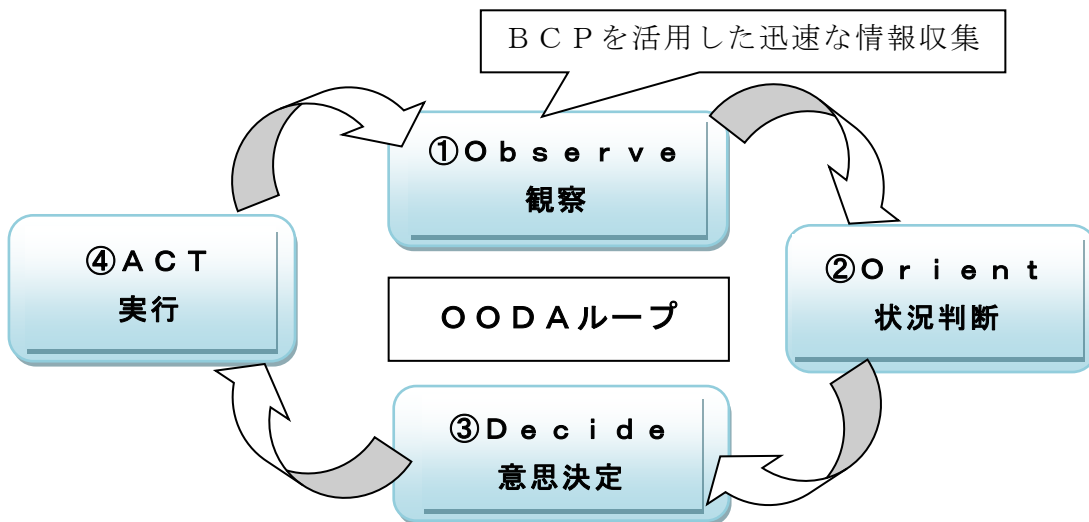


図 BCP活用のイメージ

第3 BCPを活用したOODAループによる意思決定

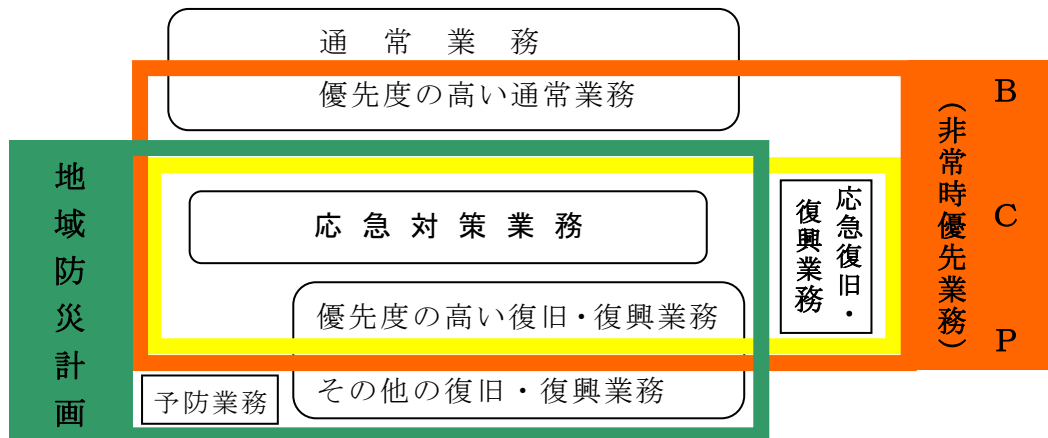


- ① BCPを活用して迅速に災害対応に当たり、市内の被害情報等を収集する。
- ② 収集した情報を精査して市内全体の状況を把握し、対応すべき事項を検討する。
- ③ 検討した結果から、市としての対応方針を決定する。
- ④ 決定した方針に基づき、災害対応を実行に移す。
- ⑤ ①に戻って効果を確認するとともに、情報を再収集する。(以後繰り返す)

第4 BCPと地域防災計画との関係

BCPは、災害時に優先的に取り組むべき重要業務を「非常時優先業務」として予め抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明確にすることで、非常時優先業務遂行の実効性を確保するための計画である。非常時優先業務は、優先度の高い通常業務、応急対策業務、優先度の高い復旧・復興業務に分類される。

このようにBCPは地域防災計画を補完し、その実効性を高める機能を有しており、地域防災計画とBCPが対象とする業務の関係は下図のとおりである。



第5 改定の基本方針

方針1 地域防災計画の所掌事務（役割）を整理

地域防災計画の事務分掌（役割）に対し、現行のBCPにおける「優先業務」を割り当て、優先的に実施すべき業務を再検討し、非常時優先業務を再編成する。

方針2 通常業務は原則として休止として策定

人命救護最優先及び人的資源確保の観点から、発災後1ヶ月程度は優先度の高くない通常業務を積極的に休止し、非常時優先業務を最優先して実施する。

方針3 国・都との整合性の確保

内閣府の「地方都市等における地震対応のガイドライン（平成25年8月）」及び東京都の「区市町村における業務継続計画策定のために（平成30年3月）」との整合を図るとともに、東日本大震災や熊本地震などの災害対応における教訓を踏まえ策定する。

第3章 前提とする地震と被害想定

第1 前提とする地震

東京都防災会議が報告した「首都直下地震等による東京の被害想定」(平成24年4月)における「多摩直下地震 M7.3 夕方午後6時、風速8m/秒」の状況を想定し、多摩市役所が閉庁日を地震発生日として設定した。

第2 被害想定

【多摩直下地震 M7.3】

条件	規模		多摩直下地震 ⁱ M7.3		
	時期・時刻・風速		時期=冬、時刻=夕方午後6時、風速=8m/秒		
地区			東京都	多摩市	
人的被害	死者		4,732 人	50 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	3,220 人	34 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	109 人	6 人	
		地震火災	1,302 人	10 人	
		ブロック塀	97 人	0 人	
		落下物	2 人	0 人	
	負傷者		101,102 人	1,332 人	
	重傷者		10,920 人	154 人	
	原因別	ゆれによる建物倒壊	92,831 人	1,296 人	
		急傾斜地崩壊による建物全壊	137 人	8 人	
		地震火災	4,614 人	20 人	
		ブロック塀	3,349 人	7 人	
		落下物	172 人	0 人	
	物的被害	建物被害 ⁱⁱ		139,436 棟	1,358 棟
		原因別	ゆれ液状化等による建物倒壊	75,668 棟	931 棟
地震火災			63,768 棟	427 棟	
交通		道路(大被害・多摩計)	都道	0.1 %	— %
			市道	0.1 %	— %
		鉄道 ⁱⁱⁱ (大被害・多摩計)	0.0 %	— %	
ライフライン		電力施設(停電率)		8.8 %	13.7 %
		通信施設(固定電話不通率)		2.0 %	2.7 %
		ガス施設(低圧ガス供給支障率)		6.5~84.6 %	100 %
		上水道施設(断水率)		36.9 %	27.6 %
下水道施設(管きよ被害率)		23.2 %	22.5 %		
その他	帰宅困難者		4,714,314 人	39,123 人	
	避難者		2,756,681 人	33,049 人	
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		5,130 台	9 台	

災害時要援護者死者数	2,549 人	24 人
自力脱出困難者	30,626 人	603 人
震災廃棄物	3,121 万t	42 万t

- i 小数点以下の四捨五入により合計が合わないことがある。
- ii ゆれ液化等による建物全壊と地震火災の重複を除去している。
- iii 新幹線被害を除く

第3 ライフラインの被害率及び復旧目標

対象地震	停電率	固定電話 不通率	ガス 供給停止率	上水道 断水率	下水道 被害率
多摩直下地震	13.7%	2.7%	100%	27.6%	22.5%
	7 日	14 日	60 日	30 日	30 日

上段：被害率 下段：() 内は復旧率 95%以上の目標日数

第4章 災害対応の態勢

第1 災害対策本部の設置施設

1 災害対策本部

本庁舎A棟2階の防災対策室に設置する。

状況に応じて、本部長、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部長室を特別会議室に、本部連絡員が各対策部間の調整を行う災害対策本部室を301・302会議室に設置する。

2 会議室等の用途の指定

- 事前に、会議室等の活用方法を定める。ただし、状況に応じて、適宜、再指定を行う。
- 応接室、特別会議室、東会議室棟第4会議室は、本計画から除外する。

庁舎	階層	会議室名	用途
本庁舎	地下	男子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	女子休憩室	職員休憩用
本庁舎	地下	健康相談室	職員救護用
本庁舎	1階	相談室（市民相談室）	市民相談用
本庁舎	1階	相談室（健康福祉部）	災害医療コーディネーター指揮所
本庁舎	2階	相談室（健康福祉部）	災害医療コーディネーター指揮所
本庁舎	2階	ランチルーム	災害医療コーディネーター指揮所
本庁舎	2階	防災対策室	災害対策本部
本庁舎	3階	記者クラブ	臨時災害FM放送局
本庁舎	3階	301会議室	消防団指揮所
本庁舎	3階	302会議室	消防隊指揮所
本庁舎	4階	401会議室	記者会見会場
西会議室	1階	第1会議室	警察隊指揮所
西会議室	1階	第2会議室	陸上自衛隊指揮所
西会議室	1階	第3会議室	陸上自衛隊指揮所
西会議室	2階	第4会議室	ライフライン詰所
西会議室	2階	第5会議室	ライフライン詰所
西会議室	2階	第6会議室	ライフライン詰所
東会議室	2階	第3会議室	関係機関用
東庁舎	1階	東庁舎会議室	関係機関用
第二庁舎	1階	会議室	関係機関用
第二庁舎	1階	作業室	関係機関用
第二庁舎	2階	男子休憩室	職員休憩用
第二庁舎	2階	女子休憩室	職員休憩用
第三庁舎	2階	会議室	関係機関用
各打ち合わせスペース等		適宜、活用を図ること。	
全駐車場	関係機関専用（関係車両以外は駐停車禁止）		

※ 各団体の活動場所については、災害の状況及び庁舎の使用状況等を勘案し、指定する。

※ 災害対応の進捗状況に応じて、適宜、用途を変更して活用する。

3 多摩市本庁舎の概要 (平成31年1月1日現在)

構造		鉄筋コンクリート造・一部鉄骨鉄筋コンクリート造
建物規模		A棟：地下1階地上4階 B棟：地上4階
面積	敷地	8,176.33 m ²
	延床	8,727.96 m ²
設備	電気設備	高圧受変電設備：6,600V
		高圧受変電設備：1箇所
		設備容量：1,230KVA
	給排水衛生設備	上水1系統
受水槽：57 m ³		
実貯水量：34 m ³ 高置水槽：13 m ³		

4 非常用電源

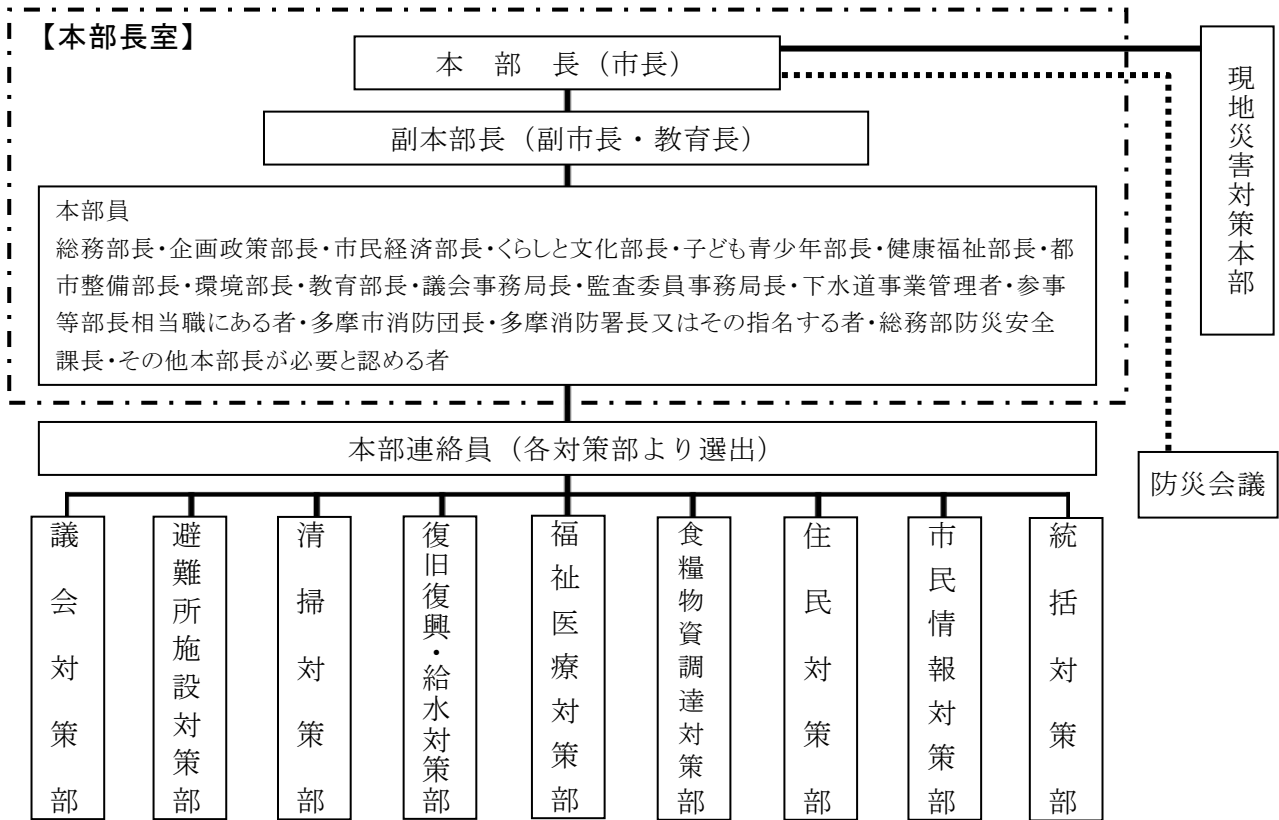
系統	備蓄燃料	電力供給能力	運転時間 (燃料無補給時)
本庁舎照明・サーバー系	軽油 1980	120kVA	5時間
防災行政無線設備系	軽油 4900	50kVA	38時間

第2 本庁舎使用不能時の代替施設

使用優先順位	第1位	第2位	第3位	第4位	
施設	西会議室	東庁舎	第二庁舎	二幸産業・NSP健幸福祉プラザ (総合福祉センター)	
構造	軽量鉄骨造	鉄骨造・一部鉄筋コンクリート造	軽量鉄骨造	鉄骨鉄筋コンクリート造	
建物規模	地上2階	地下1階・地上2階	地上2階	地上7階	
面積	敷地	716 m ²	961 m ²	1,432 m ²	18,925 m ²
	延床	573 m ²	1,495 m ²	1,251 m ²	12,994 m ²
設備	電気設備	高圧受変電設備 : 6,600V 設備容量 : 130KVA	低圧受電設備 (電灯動力)	高圧受変電設備 : 6,600V	
		上水1系統	上水1系統	上水1系統	上水1系統
	給排水衛生設備	受水槽 : 9 m ³	直結給水	受水槽 : 72 m ³	
		実貯水量 : 6.5 m ³	直結給水	有効備容量 : 53 m ³	
非常用発電装置	なし	なし	なし	300KVA ガスタービン 自家用発電機あり	

第3 災害対策本部の組織

1 災害対策本部の組織図



2 災害対策本部室の構成

構成員		職務
本部長	市長	災害対策本部の事務を統括し、多摩市災害対策本部の職員を指揮監督する。
副本部長	副市長 教育長	本部長を補佐し、本部長に事故がある時は、その職務を代理する。
本部員	総務部長 健幸まちづくり政策監 企画政策部長 市民経済部長 くらしと文化部長 子ども青少年部長 健康福祉部長 都市整備部長 環境部長 教育部長 議会事務局長 監査委員事務局長 下水道事業管理者 参事等部長相当職にある者 多摩市消防団長 多摩消防署長又はその指名する者 総務部防災安全課長 その他本部長が必要と認める者	本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。 部長は、本部長の命を受け、部（対策部）の事務を掌理する。

3 本部長の代行順位

順位	代行者	備考
1	副市長	副市長が複数いる場合には、多摩市長の職務を代理する副市長の順序を定める規則（平成18年多摩市規則第48号）に定めるところによる。
2	教育長	
3	総務部長	
4	企画政策部長	
5	市民経済部長、くらしと文化部長、子ども青少年部長、健康福祉部長、都市整備部長、環境部長、教育部長、議会事務局長	先着した部長が代行者となる。

4 各対策部の構成と役割

名称	部長等	課名	役割
統括対策部	■担当部長 総務部長 ■補佐 監査委員事務局長	防災安全課、その他（元防災消防担当等）	① 本部長室及び本部会議の庶務に関すること。 ② 応急対策における総合調整に関すること。 ③ 災害情報等の把握及び報告に関すること。 ④ 各対策部との連絡調整に関すること。 ⑤ 消防団に関すること。 ⑥ 避難指示等に関すること。 ⑦ 自衛隊、防災関係機関及び他自治体への応援要請に関すること。 ⑧ 災害対策本部職員の動員及び服務に関すること。 ⑨ 復興計画に関すること。 ⑩ 他の対策部に属さないこと。
		総務契約課、人事課、文書法制課、会計課、監査委員事務局、選挙管理委員会事務局、オンブズマン事務局	① 市本庁舎の点検整備及び復旧に関すること。 ② 一時滞在施設の統括管理に関すること。 ③ 車両の調達に関すること。 ④ 現金の出納及び保管に関すること。 ⑤ 市保有の資器材の調達及び配分に関すること。 ⑥ 災害対策本部職員の食料、飲料水及び生活物資の調達、配分に関すること。 ⑦ 災害の調査、記録及び集計に関すること。
市民情報対策部	■担当部長 企画政策部長 ■補佐 施設政策担当部長	秘書広報課、企画課、財政課、情報システム課、行政管理課	① 広報及び広聴に関すること。 ② 報道機関との連絡調整に関すること。 ③ 被災者等の相談に関すること。 ④ 災害対策関係予算に関すること。 ⑤ 基幹情報システム及びネットワークの復旧に関すること。 ⑥ 復興計画に関すること。

名称	部長等	課名	役割
住民対策部	<p>■担当部長 市民経済部長</p>	課税課、市民課、納税課、経済観光課、	<p>① 住家の被害認定調査に関すること。 ② り災証明に関すること。 ③ 市民の安否確認及び確認結果の整理、記録に関すること。 ④ 中小企業等及び農業関係者の災害調査、支援対策等に関すること。</p>
食糧物資調達対策部	<p>■担当部長 くらしと文化部長</p> <p>■補佐 オリンピック・パラリンピック兼スポーツ振興担当部長</p>	コミュニティ・生活課、平和・人権課、TAM A女性センター、文化・市民協働課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック推進室、学校給食センター	<p>① 食料、飲料水（ペットボトル等）及び生活物資の調達、配分に関すること。 ② 救援物資等の受入れ及び配分に関すること。 ③ 炊き出し（給食センターの運用を含む）に関すること。 ④ 多摩市国際交流センターとの外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 ⑤ 被災動物、逸走動物に関すること。 ⑥ 一時滞在施設の設置運営に関すること。</p>
福祉医療対策部	<p>■担当部長 健康福祉部長</p> <p>■補佐 子ども青少年部長 保健医療政策担当部長</p>	<p>福祉総務課、生活福祉課、健康推進課、保険年金課、高齢支援課、介護保険課、障害福祉課、健康まちづくり推進室、子育て支援課、子育て総合センター、児童青少年課</p> <p>災害医療コーディネーター</p>	<p>① 災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。 ② 保健所、医師会、歯科医会、整復師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。 ③ 医療施設との連絡調整に関すること。 ④ 救護所に関すること。 ⑤ 応急医療器具及び医薬品の調達、搬送に関すること。 ⑥ 日本赤十字社との連絡調整に関すること。 ⑦ ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関すること。 ⑧ 社会福祉協議会及び災害ボランティアセンターとの調整に関すること。 ⑨ 要配慮者対策に関すること。 ⑩ 遺体の身元確認、収容及び埋葬に関すること。 ⑪ 救護状況の調査及び報告に関すること。 ⑫ 保健、防疫及び消毒に関すること。 ⑬ 市立保育園、学童クラブ及び児童館を利用する児童生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。 ⑭ 私立幼稚園及び私立保育園との連絡調整に関すること。 ⑮ 義援金品に関すること。 ⑯ 災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関すること。 ⑰ 外部被ばく線量測定に係る事務及び放射線に係る健康相談に関すること。</p>

名称	部長等	課名	役割
復旧復興・給水対策部	<p>■担当部長 都市整備部長</p> <p>■補佐 下水道事業管理者</p>	都市計画課、道路交通課、下水道課、施設保全課	<p>① 応急危険度判定に関する事。</p> <p>② 倒壊家屋等の解体に関する事。</p> <p>③ 道路、橋りょう及び下水道施設等の点検整備及び災害復旧に関する事。</p> <p>④ 応急給水に関する事</p> <p>⑤ 必要な労務、資器材の調達、確保及び供給に関する事。</p> <p>⑥ 公共施設の災害復旧に関する事。</p> <p>⑦ 応急仮設住宅の設営に関する事。</p> <p>⑧ 河川の流木等障害物の除去に関する事</p> <p>⑨ 水防活動の技術的指導に関する事。</p> <p>⑩ 復興計画に関する事。</p>
清掃対策部	<p>■担当部長 環境部長</p>	環境政策課、公園緑地課、ごみ対策課	<p>① ごみ、がれき、し尿処理に関する事。</p> <p>② 倒壊家屋等の処理に関する事。</p> <p>③ 災害用トイレの調達及び設置に関する事。</p> <p>④ 公園、緑地等の点検整備及び災害復旧に関する事。</p> <p>⑤ 放射能の環境測定に関する事。</p>
避難所施設対策部	<p>■担当部長 教育部長</p> <p>■補佐 教育部参事</p>	教育振興課、永山公民館、関戸公民館、図書館、学校支援課、教育指導課、教育センター	<p>① 児童生徒の避難、救護及び引渡しに関する事。</p> <p>② 避難所の設置及び運営に関する事。</p> <p>③ 避難場所の運用に関する事。</p> <p>④ 一時滞在施設の設置運営に関する事。</p> <p>⑤ 学用品の調達及び供給に関する事。</p> <p>⑥ その他児童生徒及び教職員に関する事。</p>
議会対策部	<p>■担当部長 議会事務局長</p>	議会事務局	<p>① 議員との連絡調整に関する事。</p>
市立小中学校の職員			<p>① 勤務校にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。</p> <p>② 避難所の設営及び運営に関する事。</p>
派遣職員（総合事務組合、東京都等）			<p>① 勤務場所にて活動するものとするが、その内容は職場で定めてある計画による。</p>

第4 市職員の配備態勢

1 非常配備態勢の種別

- ① 市長は、災害の状況により、次のとおり必要な非常配備態勢を発令する。
- ② 非常配備態勢が発令された場合には、対象となる職員は速やかに参集又は必要な措置を行う。

	時期	対象	態勢
第1非常配備態勢	災害の発生する恐れがある場合又は、その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	① 本部長、副本部長及び本部長 ② 防災安全課職員 ③ 元防災消防担当職員 ④ 一部職員（約4割）	災害の発生を防御するための措置に必要な準備を開始するほか、情報収集活動を主とした態勢とする。
第2非常配備態勢	災害が発生する恐れがあり、かつ事態が切迫し、市の複数地域に災害が発生すると予想される場合若しくは、その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	① 本部長、副本部長及び本部長 ② 防災安全課職員 ③ 元防災消防担当職員 ④ 一部職員（約7割）	第1非常配備態勢を強化するとともに、複数地域の災害に直ちに対処できる態勢とする。
第3非常配備態勢	災害が発生し、第2非常配備態勢では、対処できない場合又は、その他の状況により、本部長が必要と認めたとき	① 本部長、副本部長及び本部長 ② 防災安全課職員 ③ 元防災消防担当職員 ④ 全職員（約10割）	本部の全力をもって対処する態勢とする。

2 特別非常配備態勢

- ① 夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生し、市域に次の震度階が観測された場合には、対象者は速やかに参集を行う。
- ② 対象者は、各勤務場所に参集し、参集状況を対策部長に報告する。
- ③ ただし、事前に参集場所を指定されている場合には、指定場所に参集する。
- ④ 対象者は、参集途上において災害情報の収集に努め、参集場所に到着後、速やかに報告する。

市域の震度	対象	態勢
震度5弱	第1非常配備態勢の対象者	参集後直ちに各対策部長の指揮下に入り、応急対策に対処するものとするが、災害の状況とそれに対する応急措置状況及び各対策部の参集人員等に応じて、本部長の指令により他の部の応援に入る。
震度5強	第2非常配備態勢の対象者	
震度6弱	第3非常配備態勢の対象者	

3 特別配備態勢

- ① 夜間、休日等の勤務時間外に地震が発生し、多摩市に震度4の震度階が観測された場合には、防災安全課職員は、速やかに参集を行う。
- ② 防災安全課職員は、参集後直ちに情報収集等を行い、必要により総務部長へ報告する。

4 非常配備態勢の対象除外の職員

次に掲げるいずれかに該当する者は、災害発生以降の動員対象から期間を指定して除外する。これに該当する者は、可能な限り速やかに所属長に連絡し、以後の指示を受ける。

想定する職員		基準
長期療養中の職員		すべて免除
妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員		すべて免除
介護休暇を取得している職員	全部休業	すべて免除
	一部休業	他に託せる状況ができるまで免除
養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に預けることができない職員		他に託せる状況ができるまで免除
家族が負傷し、他に面倒をみる者がいない職員		他に託せる状況ができるまで免除
自身が負傷した職員		療養が必要な場合は、その期間のみ免除。治癒後は参集する
自宅から火災が発生し、又は周辺で火災が発生し延焼するおそれがある職員		火災時は免除。火災が終息し、家族を避難所等に誘導後は参集する
自宅が半壊相当以上で、職員本人が保護・保全しなければ、居住者及び財産の安全が確保できない職員		状況が改善するまで免除
再雇用職員、非常勤職員、臨時職員		本来業務の勤務時間に間に合うよう参集する。本来業務の勤務時間のみ勤務

5 非常配備態勢の特例

- ① 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の対策部に対してのみ非常配備態勢の発令し、または、特定の対策部に対し種別の異なる非常配備態勢を発令することができる。
- ② 本部長は、災害の状況その他により必要があると認めるときは、特定の通常の行政組織の所属に対して、1と同様の非常配備態勢を発令することができる。

第5 水、食糧の確保

1 水の確保

- 備蓄している災害従事者用飲料水

必要量：7,659ℓ（職員数851人 × 1日3ℓ × 3日分）

現状：2,400ℓ（職員1人あたり2.82ℓ） ⇒ 5,259ℓ不足

2 食糧の確保

- 備蓄している災害従事者用食糧

必要量：7,659食（職員数851人 × 1日3食 × 3日分）

現状：① クラッカー 1,050食

② 備蓄米 1,800食

計 2,850食（職員1人あたり3.34食）

⇒ 4,809食不足

第6 重要な行政データのバックアップ

1 施設の状況

- 本庁舎
非常用電源：非常用発電装置（本庁舎非常照明・サーバー系）から供給
- 本庁舎以外の施設
非常用発電機が設置されていない施設においては、停電時システムやデータ通信が使用不可となる。
- データセンター
非常用発電機が設置されており、継続した運用が確保されている。

2 システム及びデータのバックアップ

システム及びデータのバックアップについては、所管課において必要な処置を実施しており、重要度の高いシステムについては、外部保管を実施している。

第7 災害時における通信手段

1 市役所・防災関係機関調整系

- NTT電話、ファクシミリ
- インターネット、Wi-Fi
- 260MHzデジタル防災行政無線

市役所と避難所、市役所出先機関、医療機関、防災関係機関等との間をつなぐ無線設備であり、音声通話、ファクシミリ、メールによる情報伝達が可能である。

音声による相互通話の場合、最大3回線しか使用できず、ファクシミリの送受信も時間を要するため、NTT回線の補完する通信系としての使用が想定される。

2 対市民情報提供系

- 防災行政無線（同報系）

避難情報、支援情報等の防災関連情報を屋外拡声器から伝達するものである。気象条件、設置場所、建物構造等によっては情報伝達が難しいことがあるため、補完機器として要配慮者利用施設等に戸別受信機を設置している。

また、アンサーバックシステムが配備されており、放送内容を電話で確認できるようになっている。

- ・ 屋外子局：公園や学校屋上等に114箇所設置
- ・ 戸別受信機：要配慮者利用施設等に92箇所設置

- 防災情報メール（登録制メール）

登録者に対し、避難情報、支援情報等の防災関連情報をEメールにて送信するものである。（文字数の制限がないため、きめ細かい情報伝達が可能である。

ただし、未登録者へは、情報伝達の実施できないため、登録メール制度の普及啓発が不可欠である。（登録者数：約1万人 令和元年6月1日現在）

- エリアメール（緊急速報メール）

避難情報等の緊急情報を、屋内外、移動中を問わず、特定エリア内の携帯電話利用者全員に一斉配信することができる手法であり、住民以外の当該エリアに居合わせた人にも情報伝達することができる。ただし、字数制限があることから、伝達できる情報量が限られる。

○ Yahoo!防災速報アプリ

Yahoo!防災速報アプリをスマートフォン上にダウンロードし、アプリの地域設定で多摩市を登録している端末に避難情報、支援情報等の防災関連情報を伝達するものである。

○ Lアラート

避難情報等の緊急情報を全国の放送事業者、新聞社、通信事業者などに一斉配信することにより、テレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を伝達するものである。

第5章 職員の参集

第1 職員の参集人数の算出

第1版では、参集訓練を実施して実際の参集時間から参集人数を算出したが、今回は自宅から勤務場所までの距離及び参集手段を調査し、計算により参集人数を算出した。

1 調査の実施

① 計算による調査

インターネット等により、自宅から参集場所までの距離を測定し、下表に照らし参集時間を計算する。

表1 参集時間算出表

参集手段	時速
徒歩	2 km/時間
自転車	6 km/時間
自動二輪 原動機付自転車	8 km/時間

② 参集免除者の調査

東日本大震災以降に策定した多摩市地域防災計画においては、参集免除者を規定していることから、現時点での参集免除者の調査を行い、参集可能人数から除外する。

ただし、「介護休暇（一部休業）を取得している職員」及び「養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に預けることができない職員」については、1週間以降に参集するものとして想定する。

表2 参集免除者

長期療養中の職員	参集しない
妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員	
介護休暇（全部休業）を取得している職員	
介護休暇（一部休業）を取得している職員	1週間以降に参集
養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に預けることができない職員	

2 基準日

令和元年6月1日

3 参集可能人員算出方法

勤務時間外に首都直下地震が発生したことを想定し、居住地から参集場所まで徒歩、自転車等で参集する際の時間ごとの参集人員を、次の考え方にに基づき算出する。

① 1時間以内に参集可能な職員

- ・ 表1に基づく計算により、1時間以内に参集可能と算定された職員のうち、10%の職員が参集不可能と想定
- ・ 参集不可能者を除いた職員のうち、20%の職員が発災後の混乱により1時間以内に参集できず、3時間以内に参集すると想定
- ・ 参集免除職員は、100%参集しないと想定

- ② 3時間以内に参集可能な職員
 - ・ 表1に基づく計算により、3時間以内に参集可能と算定された職員のうち、10%の職員が参集不可能と想定
 - ・ 参集不可能者を除いた職員のうち、20%の職員が発災後の混乱により3時間以内に参集できず、24時間以内に参集すると想定
 - ・ 参集免除職員は、100%参集しないと想定
- ③ 24時間以内に参集可能な職員
 - ・ 表1に基づく計算により、24時間以内に参集可能と算定された職員のうち、10%の職員が参集不可能と想定
 - ・ 参集不可能者を除いた職員のうち、20%の職員が発災後の混乱により24時間以内に参集できず、72時間以内に参集すると想定
 - ・ 参集免除職員は、100%参集しないと想定
- ④ 72時間以内に参集可能な職員
 - ・ 表1に基づく計算により、72時間以内に参集可能と算定された職員のうち、10%の職員が参集不可能と想定
 - ・ 参集不可能者を除いた職員のうち、20%の職員が発災後の混乱により72時間以内に参集できず、1週間以内に参集すると想定
 - ・ 参集免除職員は、100%参集しないと想定
- ⑤ 1週間以内に参集可能な職員
 - ・ 72時間以内に参集できず、1週間以内に参集すると想定された職員の他は、参集不可能と想定
 - ・ 参集免除職員は、100%参集しないと想定
- ⑥ 1週間以降に参集可能な職員
 - ・ これまで参集不可能と想定された職員のうち、80%の職員が1週間以降に参集すると想定
 - ・ 参集免除職員のうち、「介護休暇（一部休業）を取得している職員」及び「養育中の幼児・児童・要配慮者がいる職員で、他に預けることができない職員」は、参集するものと想定
- ⑦ 1週間以降も参集不可能な職員
 - ・ これまで参集不可能と想定された職員のうち、20%の職員が1週間以降においても参集不可能と想定
 - ・ 参集免除職員のうち、「長期療養中の職員」、「妊娠中、妊娠出産休暇期間中、育児休業中の職員」及び「介護休暇（全部休業）を取得している職員」は、参集しないものと想定

第2 職員の参集人数

	① 1時間以内に 参集可能な職員	② 3時間以内に 参集可能な職員		③ 24時間以内に 参集可能な職員		④ 72時間以内に 参集可能な職員		⑤ 1週間以内に 参集可能な職員		⑥ 1週間以降に 参集可能な職員		⑦ 1週間以降も 参集不可能な職員	⑧ 完全参集免除者	合計
	人数	人数	累計	人数	累計	人数	累計	人数	累計	人数	累計	人数	人数	
統括（本部）	8	4	12	1	13	0	13	0	13	1	14	0	0	14
統括（補佐）	11	21	32	20	52	4	56	0	56	8	64	1	1	66
市民情報	3	17	20	19	39	4	43	0	43	5	48	1	3	52
住民	12	24	36	40	76	10	86	0	86	16	102	2	0	104
食糧物資調達	10	15	25	18	43	4	47	0	47	10	57	1	0	58
福祉医療（福祉）	40	57	97	84	181	22	203	0	203	47	250	5	14	269
福祉医療（医療）	5	6	11	10	21	2	23	0	23	3	26	1	1	28
復旧復興・給水	17	23	40	34	74	8	82	0	82	7	89	2	2	93
清掃	10	11	21	16	37	4	41	0	41	4	45	1	1	47
避難所施設	18	31	49	37	86	9	95	0	95	14	109	2	1	112
議会	0	1	1	5	6	1	7	0	7	1	8	0	0	8
合計	134	210	344	284	628	68	696	0	696	116	812	16	23	39
													39	851

第6章 非常時優先業務

第1 非常時優先業務の区分

第1版では、各業務に対して優先順位と業務開始時間の2つの基準が存在しており、優先順位が下位でも業務開始時間が早期に設定されているなど、開始時間に戸惑う部分もあったことから、優先順位が高ければ業務開始時間が早期となると判断し、第2版においては優先順位を廃止して業務開始時間のみを基準とする。

また、第1版では7区分であったが、第2版においてはガイドラインに基づき6区分に変更する。

区分	業務開始時期	活動期	実施業務
1	発災～3時間	初動期	非常時優先業務
2	1日以内	即時対応Ⅰ	
3	3日以内	即時対応Ⅱ	
4	2週間以内	復旧・復興対応Ⅰ	
5	1ヶ月以内	復旧・復興対応Ⅱ	非常時優先業務・通常業務
6	1ヶ月以上		通常業務・その他業務

第2 非常時優先業務の選定

地域防災計画を基本として作成する。地域防災計画における各対策部の事務分掌（役割）に対して各対策部の実施業務を割り当て、その業務開始時間を設定することにより、非常時優先業務を選定する。

※1 対策部の実施業務： 第一版からの抽出及びガイドライン・現行の対策等から追加

※2 余剰人員の対応： 本部の指示（対策部内は部長の指示）により、各対策部の不足状況に応じて他業務に従事する。

1 非常時優先業務数

	業務開始時間						計
	3時間以内	1日以内	3日以内	2週間以内	1ヶ月以内	1ヶ月以上	
共通	2	0	0	1	0	0	3
統括（本部）	7	1	0	0	0	2	10
統括（補佐）	3	3	1	0	0	0	7
市民情報	3	0	1	1	0	1	6
住民	0	1	0	1	2	0	4
食糧物資調達	1	3	1	1	0	0	6
福祉医療（福祉）	5	1	1	1	1	0	9
福祉医療（医療）	5	2	1	0	0	0	8
復旧復興・給水	1	3	0	2	0	3	9
清掃	0	1	2	0	1	1	5
避難所施設	3	2	0	0	1	0	6
議会	0	0	1	0	0	0	1
計	30	17	8	7	5	7	74

共通業務

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	施設内の安全確保	1施設利用者の避難誘導・救護・情報提供 2施設の安全点検・危険排除・安全確保 3平常業務の中止	共通事項		/	/	/	/
2	災害対策本部への状況報告	1職員の安否確認 2施設及び周囲の被害状況把握 3被害速報の報告	共通事項		/	/	/	/

② 1日以内業務

③ 3日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
/	平常業務再開の時期の検討	1平常業務再開の時期の検討 2平常業務の再開	共通事項		/	/	/	/

④ 2週間以内業務

⑤ 1ヶ月以内業務

⑥ 1ヶ月以上業務

統括対策部（本部）

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	災害情報等の把握及び報告に関すること。	1 あらゆる手段を講じて、災害情報の入手 2 入手した災害情報を、各対策部、消防団、消防署等と共有	防災安全課	各対策部 多摩市消防団 多摩消防署 多摩中央警察署 防災関係機関	11	11	12	1
2	災害対策本部職員の動員及び服務に関すること。	1 市幹部職員の参集管理 2 代替職員の参集要請	防災安全課					
3	応急対策における総合調整に関すること。	1 災害対策方針の決定 2 各機関との調整	防災安全課	各対策部 多摩市消防団 多摩消防署 多摩中央警察署 防災関係機関				
4	各対策部との連絡調整に関すること。	1 災害対策方針実現に向けての調整 2 不足人員・資器材等の差配	防災安全課					
5	消防団に関すること。	1 消防団の運用	防災安全課	多摩市消防団				
6	本部長室及び本部会議の庶務に関すること。	1 災害救助法適用申請検討 2 災害対策本部会議の運用	防災安全課	東京都 各対策部				
7	自衛隊、防災関係機関及び他自治体への応援要請に関すること。	1 自衛隊への応援要請 2 東京都への応援要請 3 協定締結自治体への応援要請	防災安全課	自衛隊 東京都 富士見町 西伊豆町 置戸町 ネットワークおぢや				

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	避難指示等に関すること。	1 避難指示等の発令	防災安全課	多摩市消防団 多摩消防署 多摩中央警察署 秘書広報課 企画課	1	12	13	1

③ 3日以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	12	13	1

④ 2週間以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	12	13	1

⑤ 1ヶ月以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	12	14	2

⑥ 1ヶ月以上業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	復興計画に関すること。	1 市街地復興計画の策定	防災安全課	企画課 都市計画課	2	14	14	0
2	他の対策部に属さないこと。	1 総合調整	防災安全課					

最終参集人員	14
--------	----

統括対策部（補佐）

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	市本庁舎の点検整備及び復旧に関すること。	1 建物が使用できるか施設点検 2 立入禁止区域の設定 3 駐車場の確保 4 非常用発電装置の可動確保	総務契約課	行政管理課				
2	車両の調達に関すること。	1 庁用車（共用車）の準備 2 庁用車の統制 3 庁用車の貸出 4 広報車の出発準備	総務契約課		13	13	32	19
3	統括対策部（補佐）	1 各対策部へ資器材の提供 2 各対策部へ倉庫の鍵を提供 3 関係防災機関へ調達の連絡	人事課	総務契約課 文書法制課				

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
/	災害対策本部職員の食料、飲料水及び生活物資の調達、配分に関すること	1 食糧・飲料・生活物資の確保 2 炊き出し 3 配分計画の立案	監査委員事務局	選挙管理委員会 オンブズマン事務局				
	一時滞在施設の統括管理に関すること。	1 帰宅困難者の収容 2 一時滞在施設開設支援 3 帰宅困難者の食糧・資器材調達支援	防災安全課	施設管理者 人事課	7	20	52	32
	災害の調査、記録及び集計に関すること。	1 情報の収集・整理 2 被災地調査（写真撮影等）	文書法制課	会計課				

③ 3日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
/	現金の出納及び保管に関すること。	1 指定金融機関の状況確認 2 安全な現金保管場所の確保	会計課		2	22	56	34

④ 2週間以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	22	56	34

⑤ 1ヶ月以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	22	64	42

⑥ 1ヶ月以上業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	22	65	43

最終参集人員	65
--------	----

市民情報対策部

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	報道機関との連絡調整に関すること。	1 報道機関への対応 2 報道対応窓口の一本化 3 提供情報の整理 4 情報発信 5 記者会見の開催	秘書広報課	企画課 財政課 行政管理課	11	11	20	9
2	基幹情報システム及びネットワークの復旧に関すること。	1 システムの確認・復旧作業を行う	情報システム課	総電算				
3	広報及び広聴に関すること。	1 防災行政無線による広報 2 広報車による広報 3 公式ホームページ・メール・ツイッター・広報等による情報提供【情報収集・整理・発信・掲示】 4 全庁的な市民等からの電話対応・受付	秘書広報課	防災安全課 企画課 財政課 行政管理課				

② 1日以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	11	39	28

③ 3日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	災害対策関係予算に関すること。	1 必要な資金調達 2 求償に関する事務 3 予算作成統括業務	財政課	企画課	7	18	43	25

④ 2週間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	被災者等の相談に関すること。	1 生活相談窓口の開設	秘書広報課		3	21	43	22

⑤ 1ヶ月以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	21	48	27

⑥ 1ヶ月以上業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	復興計画に関すること。	1 市街地復興計画の策定	企画課	防災安全課 都市計画課	2	23	49	26

最終参集人員	49
--------	----

住民対策部

① 3時間以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	0	36	36

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
	市民の安否確認及び確認結果の整理、記録に関すること。	1多摩市内在住者安否確認に関する住民情報の提供 2住民情報の整理・記録	納税課	情報システム課 多摩消防署 多摩中央警察署 多摩市医師会	10	10	76	66

③ 3日以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	10	86	76

④ 2週間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
	住家の被害認定調査に関すること。	1現地調査・被害認定及び支援部隊のコーディネート	課税課	市民課 情報システム課 株電算	7	17	86	69

⑤ 1ヶ月以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
	り災証明に関すること。	1被害者台帳の作成 2り災証明書の受付・作成・発行 3被災者生活再建支援システムの運用	市民課	課税課 情報システム課 多摩消防署 防災安全課	13	30	102	70
	中小企業等及び農業関係者の災害調査、	1市内の中小企業等の被害状況の把握・ニーズ調査 2農業関係者の被害状況の把握・ニーズ調査	経済観光課	多摩商工会議所 東京南多摩農協				

⑥ 1ヶ月以上業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	30	104	74

最終参集人員	104
--------	-----

食糧物資調達対策部

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	食料、飲料水(ペットボトル等)及び生活物資の調達、配分に関する事。	1 避難者数の把握 2 避難所外避難者数の把握 3 市内各倉庫に備蓄されている食糧・飲料水・生活物資等の配布 4 協定締結先へ調達の要請	コミュニティ・生活課	平和・人権課 文化・市民協働課 避難所施設対策部	23	23	25	2

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	救援物資等の受入れ及び配分に関する事。	1 武道館の閉鎖・市民を避難所へ案内 2 武道館の鍵開 3 武道館内物資ごとのコーナー作成	スポーツ振興課	オリンピック・パラリンピック推進室	23	46	43	△3
		炊き出し(給食センターの運用を含む)に関する事。	給食センター	コミュニティ・生活課				
		一時滞在施設の設置運営に関する事。	平和・人権課	施設管理者 防災安全課				

③ 3日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	被災動物、逸走動物に関する事。	1 獣医師会と連携 2 被災動物の保護等 3 避難所における同行避難の推奨	コミュニティ・生活課		2	48	47	△1

④ 2週間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	多摩市国際交流センターとの外国人に関する情報連絡及び調整に関する事	1 在住外国人への多言語情報提供を行う。 2 外国人災害時情報センター(東京都)との情報交換を行う。 3 避難所へ避難している外国人の情報収集 4 外国語ボランティアの募集 5 東京都ボランティアセンターへ語学ボランティア派遣の要請 6 避難所以外の外国人コミュニティの情報収集	文化・市民協働課	国際交流センター ボランティアセンター	2	50	47	△3

⑤ 1ヶ月以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	50	57	7

⑥ 1ヶ月以上業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	50	58	8

最終参集人員	58
--------	----

福祉医療対策部（福祉）

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	要配慮者対策に関すること。	1 安否確認 2 医療機関への搬送 3 必要な支援の継続	障害福祉課	福祉総務課 健康推進課 生活福祉課 健康推進課 保険年金課 高齢支援課 介護保険課 発達支援室 健幸まちづくり推進室 子育て支援課 子育て総合センター 児童青少年課				
2	市立保育園、学童クラブ及び児童館を利用する児童生徒の避難、救護及び引渡しに関すること。	1 市立保育園における安全確保 2 市立保育園における引渡し 3 市立保育園において保護者が引取りに 来ない児童の児童相談所との連携 4 市立保育園の業務再開 5 学童クラブ及び児童館における安全確保 6 学童クラブ及び児童館における引渡し 7 学童クラブ及び児童館において保護者が引 取りに出来ない児童の児童相談所との連携 8 学童クラブ及び児童館の業務再開	子育て支援課 児童青少年課	子育て総合センター 保育園 児童相談所	78	78	97	19
3	社会福祉協議会及び災害ボランティア	1 多摩市社会福祉協議会へ災害ボランティア センター設置養成 2 災害ボランティアセンターとの連絡態勢確立 3 市で把握した被災者ニーズの連絡	福祉総務課	多摩市社会福祉協 議会				
4	日本赤十字社との連絡調整に関すること。	1 日赤への協力要請 2 救援物資の受け入れ	福祉総務課	日本赤十字社東京 都支部 多摩市赤十字奉仕 団				
5	遺体の身元確認、収容及び埋葬に関する こと。	1 遺体収容所の設置 2 寺院への依頼（遺体収容所の提供） 3 遺体収容人数の確認 4 遺体収容所の管理責任者の配置 5 遺体の安置及び業者に遺体の保存等の処理 を依頼 6 住民広報（遺体収容所の開設） 7 検視・検案 8 埋葬火葬許可証の発行 9 身元判明遺体の引き渡し	生活福祉課	多摩中央警察署 医師会 歯科医師会				

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
	義援金品に関すること。	1 受入れ場所の確保 2 出納保管 3 受領 4 配分計画	福祉総務課	日本赤十字社東京 都支部	3	81	181	100
	ボランティアの登録、受入れ及び派遣に関する こと	1 社協との調整担当者派遣 2 ボランティアセンターの立ち上げ支援	福祉総務課	多摩市社会福祉協 議会				

③ 3日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
	外部被ばく線量測定に係る事務及び放射線 に係る健康相談に関すること。	1 健康相談窓口の設置 2 危険度・安全度の広報 3 人体・自然界・食品に関する放射線量測定 支援	健康推進課	環境政策課 南多摩保健所	2	83	203	120

第6章 非常時優先業務

④ 2週間以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	私立幼稚園及び私立保育園との連絡調整に関すること。	1 連絡態勢の確立 2 園児の安否確認	子育て支援課		2	85	203	118

⑤ 1ヶ月以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	災害弔慰金、災害援護資金及び災害見舞金に関すること。	1 法令の確認 2 支払額の積算 3 支払い方法の確定 4 清算方法の確定 5 現金の準備	福祉総務課	会計課	2	87	250	163

⑥ 1ヶ月以上業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	87	255	168

最終参集人員	255
--------	-----

福祉医療対策部（医療）

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	災害医療コーディネーターとの連絡調整に関すること。	1災害医療コーディネーター補助 2災害医療コーディネーターの連絡態勢の確立 3緊急医療救護所との連絡調整 4緊急医療救護所の設置 5医療救護班の派遣（医師1人、看護職1人、事務1人） 6患者の搬送 7DMATの要請 8DMATとの連絡調整 9災害対策本部会議への出席 10医療救護所の設置・準備	健康推進課	多摩市医師会 八南歯科医師会 多摩支部 多摩市薬剤師会 柔道整復師会 南多摩保健所	38	38	11	△27
2	保健所、医師会、歯科医会、整復師会及び薬剤師会との連絡調整に関すること。	1連絡態勢の確立 2各緊急医療救護所への参集状況確認 3緊急医療救護所の設置 4医療救護所の設置・準備 5医薬品の手配 6医薬品に関する協定締結先へ調達の要請	健康推進課	多摩市医師会 八南歯科医師会 多摩支部 多摩市薬剤師会 柔道整復師会 南多摩保健所				
3	応急医療器具及び医薬品の調達、搬送に関すること。	1医師会、歯科医会、薬剤師会で備蓄している医薬品及び器材の調達、救護所への搬送 2薬剤師会と連携し、医薬品の仕分けや補給等の管理 3医薬品及び医療器材が不足する場合に東京都へ協力を要請	健康推進課	多摩市医師会 八南歯科医師会 多摩支部 多摩市薬剤師会 柔道整復師会 南多摩保健所				
4	医療施設との連絡調整に関すること。	1連絡態勢の確立 2災害医療コーディネーターを通じての調整及び補助 3EMISの運用	健康推進課	南多摩保健所				
5	救護状況の調査及び報告に関すること。	1各緊急医療救護所の状況把握 2災害対策本部への報告	健康推進課	福祉総務課 生活福祉課 保険年金課 高齢支援課 介護保険課 障害福祉課 発達支援室 健康まちづくり推進室				

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
	保健、防疫及び消毒に関すること。	1保健所との連絡態勢確立 2防疫班の編成 3薬剤師会・資器材の確保 4衛生実態の把握	健康推進課	南多摩保健所	12	50	21	△29

第6章 非常時優先業務

③ 3日以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	救護所に関すること。	1 救護所を6か所(和田中、聖ヶ丘中、鶴牧中、多摩永山中、多摩中、青陵中)に設置 2 乳幼児救護班(栄養士または保健師1人、事務1人(医療救護班兼務))の派遣	健康推進課	多摩市医師会 八南歯科医師会 多摩支部 多摩市薬剤師会 柔道整復師会 南多摩保健所 福祉総務課 生活福祉課 健康推進課 保険年金課 高齢支援課 介護保険課 障害福祉課 発達支援室 健幸まちづくり推進室	4	54	23	△31

④ 2週間以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	54	23	△31

⑤ 1ヶ月以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	54	26	△28

⑥ 1ヶ月以上業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	54	27	△27

最終参集人員	27
--------	----

復旧復興・給水対策部

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	河川の流木等障害物の除去に関する事 道路、橋りょう及び下水道施設等の点検整備 及び災害復旧に関する事。	1 バトロール 2 応急措置 3 記録写真撮影 4 通行規制 5 被災状況図の作成 6 被災集計調書の作成 7 復旧不能及び危険箇所調書の作成 8 被災状況図報告 9 二次災害防止 10 仮復旧 11 復旧作業の調整 12 復旧作業	都市計画課	下水道課 道路交通課 施設保全課 東京都流域下水道本部	34	34	40	6

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	応急危険度判定に関する事。	1 民間住宅及び宅地の被災状況の危険度判定 2 罹災証明作成のための提供資料 3 資器材の準備 4 受援態勢の確立 5 避難所の応急危険度判定 6 その他の公共施設の応急危険度判定 7 緊急的な対応措置	都市計画課	施設保全課	43	77	74	△3
	応急給水に関する事	1 並木公園の震災対策用応急給水施設点検・整備 2 東京都応急給水施設へ出向 3 給水拠点にて給水活動 4 車両輸送による応急給水 5 広報 6 災害時対策井戸の運用	下水道課	東京都水道局				
	必要な労務、資器材の調達、確保及び供給に関する事	1 必要資器材の把握 2 建設協力会へ応援要請	都市計画課	道路交通課 公園緑地課 下水道課 多摩市建設協力会 関係各課				

③ 3日以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	77	82	5

④ 2週間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	公共施設の災害復旧に関する事	1 復旧方針の決定 2 仮復旧 3 本復旧	施設保全課	施設管理者	4	81	82	1
	応急仮設住宅の設営に関する事。	1 用地の提供 2 不足する場合に備え、用地の選定 3 民間住宅の借上げ検討 4 東京都の支援 5 入居に関する諸手続き	都市計画課					

⑤ 1ヶ月以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	81	89	8

⑥ 1ヶ月以上業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	倒壊家屋等の解体に関する事。	1 立入禁止区域の設定 2 応急措置(二次災害防止) 3 解体業者の選定	都市計画課	ごみ対策課 多摩市建設協力会	6	87	91	4
	水防活動の技術的指導に関する事。	1 土のう作成 2 都市型水防工法の指導 3 積み土のう工法等の指導	道路交通課	都市計画課 公園緑地課				
	復興計画に関する事。	1 市街地復興計画の策定	都市計画課	企画課 防災安全課				

最終参集人員	91
--------	----

清掃対策部

① 3時間以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	0	21	21

② 1日以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	災害用トイレの調達及び設置に関すること。	1 仮設トイレの設置(避難所施設対策部) 2 トイレの破損状況調査(避難所施設対策部) 3 仮設トイレの搬送	ごみ対策課	避難所施設対策部 施設管理者	4	4	37	33

③ 3日以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	ごみ、がれき、し尿処理に関すること。	1 し尿処理方針の決定 2 し尿収集 3 協定締結先と調整 4 処理施設との調整 5 ごみ全体量の推計 6 ごみ処理方針の決定 7 ごみ収集 8 収集事業者と調整 9 処理施設との調整 10 受援態勢の確立 11 がれき全体量の推計 12 がれき処理方針の決定 13 仮置場の選定・確保 14 中間処理施設と調整 15 処理施設との調整 16 受援態勢の確立	ごみ対策課	道路交通課 環境政策課 公園緑地課 都市計画課 施設保全課 協定締結事業者	13	17	41	24
	公園、緑地等の点検整備及び災害復旧に関すること。	1 点検 2 立入禁止区域の設定 3 協定事業者との連携を図り応急復旧	公園緑地課	多摩市建設協力会				

④ 2週間以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	17	41	24

⑤ 1ヶ月以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	倒壊家屋等の処理に関すること。	1 がれき処理対策班(仮称)の設置 2 立入禁止区域の設定 3 応急措置(二次災害防止) 4 解体業者の選定 5 倒壊家屋全体量の推計 6 がれき処理方針の決定 7 仮置場の選定・確保 8 中間処理施設と調整 9 処理施設との調整 10 受援態勢の確立	ごみ対策課	都市計画課 施設保全課 多摩市建設協力会	10	27	45	18

⑥ 1ヶ月以上業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	放射能の環境測定に関すること。	1 放射能汚染災害発生時の汚染状況確認 2 放射能汚染災害への対応方針の決定 3 人体・自然界・食品に関する放射線量測定支援 4 危険度・安全度の広報	環境政策課	健康推進課 南多摩保健所	4	31	46	15

最終参集人員	46
--------	----

避難所施設対策部

① 3時間以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	児童生徒の避難、救護及び引渡しに関する事。	1児童生徒の安全確保 2児童生徒の引渡し 3保護者が引取りに出来ない児童の学童クラブとの連携 4保護者が引取りに出来ない児童の児童相談所との連携	教育指導課	学校支援課 教育振興課 小中学校 児童青少年課				
2	避難所の設置及び運営に関する事。	1施設の点検 2職員派遣 3鍵の開錠 4避難所区域の設定 5市民と協力した避難所運営 6運営組織の立ち上げ 7避難者の把握 8応急手当 9同行避難ベットの把握 10車中避難者への対応 11在宅避難者への対応 12災害時要配慮者への対応 13二次(福祉)避難所への誘導	教育振興課	学校支援課 教育指導課 教育センター 施設管理者 永山公民館 関戸公民館 図書館 小中学校 健康推進課 障害福祉課 高齢支援課 コミュニティ・生活課	77	77	49	△28
3	避難場所の運用に関する事。	1安全点検 2避難所との連携 3避難所への誘導 4駐車車両の誘導整理	教育振興課	学校支援課 教育指導課 教育センター 施設管理者				

② 1日以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	一時滞在施設の設置運営に関する事。	1帰宅困難者の収容 2一時滞在施設開設支援・誘導案内 3帰宅困難者の食糧・資器材調達支援	教育振興課	施設管理者 防災安全課				
	その他児童生徒及び教職員に関する事。	1児童・生徒及び教職員の安否確認 2避難者名簿による避難している生徒等の確認 3車中避難・在宅避難の児童・生徒への安否確認	教育指導課	学校支援課 教育振興課 小中学校	14	91	86	△5

③ 3日以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	91	95	△5

④ 2週間以内業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	91	95	△5

⑤ 1ヶ月以内業務

業務順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
1	学用品の調達及び供給に関する事。	1授業再開計画の策定 2不足する学用品の調達 3学用品の児童・生徒への配布	教育指導課	学校支援課 教育振興課 小中学校	2	93	109	16

⑥ 1ヶ月以上業務

対応人数	対応累計	参集人数	余剰人員
0	93	111	18

最終参集人員	111
--------	-----

議会对策部

① 3時間以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	0	1	1

② 1日以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	0	6	6

③ 3日以内業務

業務 順位	所掌事務	業務内容	想定担当課	関係部署・関係機関	対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
	議員との連絡調整に関すること。	1 議員の安否確認 2 議会災害対策連絡会の設置	議会事務局		2	2	7	5

④ 2週間以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	2	7	5

⑤ 1ヶ月以内業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	2	8	6

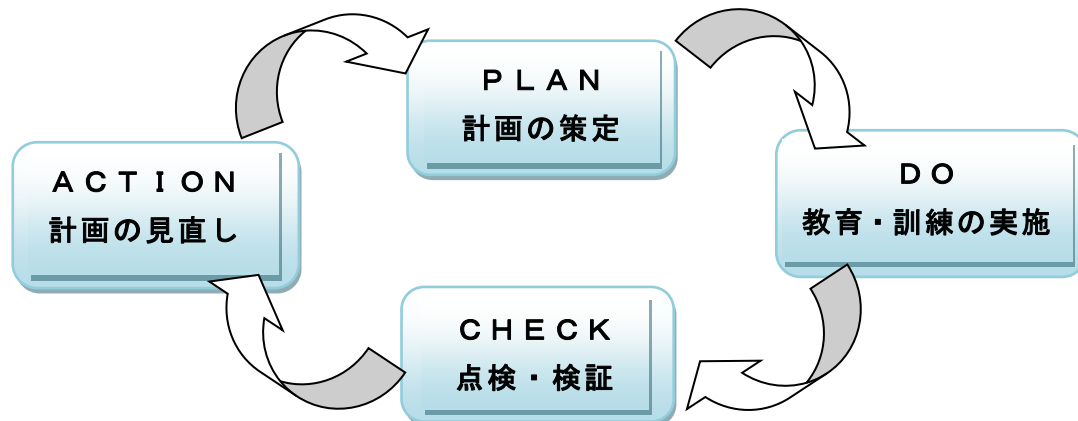
⑥ 1ヶ月以上業務

対応 人数	対応 累計	参集 人数	余剰 人員
0	2	8	6

最終参集人員	8
--------	---

第7章 今後取り組むべき課題

第1 訓練の実施によるBCPの内容の検討と見直し



今回改定したBCPは、地域防災計画の事務分掌（役割）に対し、現行のBCPにおける「優先業務」を割り当て、優先的に実施すべき業務を再編成したものである。

今後、災害対応訓練、図上訓練等の訓練を積極的に実施し、実施業務、業務開始時期等の精査を継続して実施する必要がある。

第2 各対策部のマニュアルの改定

これまで、各対策部において、災害時対応マニュアルを作成してきたところであるが、今回のBCPの改定により、マニュアルとの齟齬が生じた業務が存在する。マニュアルは、BCPを基準として作成するものであるため、BCPの内容に整合させる必要がある。BCPに基づき、各対策部が具体的な行動を適時適切に実施できるよう、改定作業を進めていく。

第3 災害対策本部における本部機能の見直し

災害時において、市内の状況や各対策部の対応状況などの情報を集約し、市としての災害対応の方針を決定する災害対策本部機能の充実は、災害対応を迅速かつ円滑に実施する上で必要不可欠である。

熊本地震や西日本豪雨などの昨今の災害においては、国や都道府県のみならず、全国の市町村が被災地を支援したが、これらの経験を基に災害時における支援の全国的な体制が構築されつつある。このような情勢から、各被災自治体は、市内の被害状況や不足している人的、物的資源の情報を集約して、的確に必要な支援を要請する機能がより重要となってきた。

したがって、各種訓練を通じて、本部の能力を最大限発揮できる態勢を追求するとともに、現在の庁舎の限られたスペースの中で最適な配置を検討していく。

第4 通信系の整備

災害時において、BCPに基づき円滑に災害対応に当たるためには、通信系の整備が必要不可欠である。BCPに記載された業務を迅速かつ適切に実施するため、各種訓練を通じて通信系の整備状況の適否を検討し、改善を図り効果的な通信体制を確立する。

第5 人事異動に伴う参集人員の把握

人事異動の際に実施している各対策部の非常配備態勢の調査において、自宅から参集場所までの距離と参集方法を併せて調査し、参集人員の継続的な把握に努める。

第6 庁舎の耐震化

災害対策を実施するうえで、市役所の庁舎は、重要な防災拠点となる。

日頃、使用しているデータや図面等は、そのまま応急活動に使用するとともに個人情報等を活用した安全確保も早急に対応しなければならない業務である。また、市内で市役所しか統括的に情報を保有していない。

このような事から、発災後、庁舎がそのまま使用できる事は、非常用電源の確保とともに災害対策上重要事項と考えられる。

印刷物番号

31-30

多摩市事業継続計画（BCP）（地震編）【第2版】

令和元年11月発行

編集・発行 〒206-8666

東京都多摩市総務部防災安全課

東京都多摩市関戸六丁目12番地1

TEL 042（375）8111